

再処理工場のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応 (No. 2 - 10)

件名	放出前貯槽への移送中における配管継手からの低レベル廃液の漏えい	
事象の概要	<p>(1) 発生場所・機器 低レベル廃液処理建屋・第一放出前貯槽への移送用配管</p> <p>(2) 発生の状況 低レベル廃液の移送中</p> <p>(3) 概要 配管継手(フランジ)部のガスケットの経年劣化による漏えい</p> <p>* 他の建屋も含め同種の機器においても、同様な漏えいの発生が予想される。</p>	
事象による影響	<p>(1) 工場外への影響 工場外への影響は生じない。 低レベル廃液処理建屋換気設備が稼働している室内における事象及びそれに伴う除染・復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。</p> <p>(2) 安全性への影響 安全上の問題は生じない。 低レベル廃液処理建屋換気設備が稼働している室内での漏えいであり、また、巡視点検により漏えいを発見し、漏えいした低レベル廃液は定められた手順に従って回収することにより、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>(3) 作業員への影響 作業員への影響は生じない。 漏えいした液体の回収等の除染・復旧作業に当たっては、定められた放射線管理要領に従い、作業計画に沿って効率的に作業を進めることにより、作業員への影響は生じない。</p> <p>(4) 他工程への影響 他工程への影響は生じない。 漏えい箇所の復旧に伴い、当該配管の液移送は停止するが、他の工程の運転は予備系列の有無、その中間にある一時的な貯留槽の残液量で継続の可否を判断する。</p>	
対応の概要	<p>(1) 当該配管の液移送を停止し、漏えい液を安全に回収する。</p> <p>(2) 当該フランジ部ボルトの適切な締め付けを行う。または、ガスケットの交換を行う。</p> <p>(3) 当該フランジ復旧後、耐圧試験等を行い、健全性を確認した後、定められた操作手順に従い運転を再開する。</p> <p>(4) 上記対応に長期間を要する場合は、予め定められた手順に従い別系統に切り替えて運転を再開する場合もある。</p>	
公表区分	翌平日に公表(ホームページへ掲載)	
対応区分	<p>(a) 運転継続しながら復旧</p> <p>(b) 運転系統を切り替えて復旧</p> <p>(c) 当該機器を停止して復旧</p> <p>(d) 当該設備を停止して復旧</p> <p>(e) 影響範囲の設備を停止</p>	<p>国際評価尺度 (INES) のレベル</p> <p style="text-align: center;">0以下 1 2 3 4 5 6 7</p> <p>(レベル2以下は工場外への影響はない) → 放射物質の外部防出 → 工場外への影響</p> <p>日本原燃による評価: レベル0以下</p> <p>放射物質による汚染、被ばく等 → 工場内への影響</p> <p>運転時降圧範囲からの逸脱等 → 多重防護の劣化</p>

